

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定による危険物取扱者保安講習を次のとおり行う。

平成19年6月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 講習の種別

- (1) 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした保安講習
- (2) 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設（（1）に該当する危険物施設を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした保安講習
- (3) （1）及び（2）に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした保安講習

2 講習の日時及び場所

会 場	講習日	時 間	場 所
盛岡市	平成19年9月3日	別に通知する。	別に通知する。
宮古市	平成19年9月5日	〃	〃
二戸市	平成19年9月10日	〃	〃
久慈市	平成19年9月11日	〃	〃
奥州市	平成19年9月14日	〃	〃
花巻市	平成19年9月15日	〃	〃
北上市	平成19年9月20日	〃	〃
盛岡市	平成19年9月22日	〃	〃
一関市	平成19年9月25日	〃	〃
釜石市	平成19年10月1日	〃	〃
大船渡市	平成19年10月2日	〃	〃
矢巾町	平成19年10月4日	〃	〃

- 3 講習の対象 危険物取扱者免状の交付を受けている者で、現に危険物施設において危険物の取扱作業に従事している者のうち、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に危険物取扱者免状を取得した者又は危険物取扱者保安講習を受講した者。ただし、平成17年度又は平成18年度の危険物取扱者保安講習を受講した者を除く。
- 4 受講手続 受講申請書を平成19年7月2日から同年8月1日までに、財団法人岩手県消防協会に提出すること。
- 5 その他 詳細については、岩手県総務部総合防災室又は財団法人岩手県消防協会に問い合わせること。